

5月臨時会

町議会5月臨時会は、5月13日に開催され、議案の審議を行いました。

専決処分

●平成22年度箱根町一般会計補正予算(専決第2号)

裁判関係経費、除雪関係経費、繰越明許費の追加について、既定予算を補正する必要が生じたため、歳入歳出にそれぞれ2,446万4,000円を追加し、総額を90億4,840万2,000円とする平成22年度箱根町一般会計補正予算を専決処分したことに承認しました。

●平成23年度箱根町一般会計補正予算(専決第1号)

東日本大震災の避難者の受入れを早急に執行するため、歳入歳出にそれぞれ5,000万円を追加し、総額を84億9,700万円とする平成23年度箱根町一般会計補正予算を専決処分したことに承認しました。

条例

●特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

●箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

東日本大震災の影響を受け、観光産業を基幹とする当町の経済状況が衰微し、歳入の著しい減少が見込まれることから、平成23年6月期の特別職の職員の期末手当、一般職の職員のうち管理職手当を支給される職員の期末手当及び勤勉手当を削減するため、現行条例の一部を改正することに可決しました。

6月定例会

町議会6月定例会は、6月9日から16日までの8日間の会期で開催され、議案の審議と一般質問を行いました。

補正予算

●平成23年度箱根町一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出にそれぞれ1億160万円を追加し、総額は85億9,860万円とすることについて可決しました。

議会条例

●箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する改正

条例の一部を改正する条例の制定

東日本大震災の影響を受け、観光産業を基幹とする当町の経済状況が衰微し、歳入の著しい減少が見込まれることから、平成23年6月期の議会議員の期末手当を削減するため、現行条例の一部を改正することに可決しました。

条例

●箱根町暴力団排除条例の制定について

暴力団排除を図るため、本町における暴力団排除の基本を定める条例を制定する必要があり、ことから提出されたこの議案は、総務企画観光常任委員会に閉会中の継続審査として付託しました。

●箱根町手数料条例の一部改正

戸籍の電算化に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

●箱根町国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第37号)が、平成23年3月25日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正することに可決しました。

契約

●消防車両整備事業消防ポンプ自動車(車両本体・ギ装)購入契約を小川ポンプ工業株式会社東京オフィスと1,541万4,000円で締結することについて可決しました。

●消防団員被服等整備事業消防団員用活動服購入契約を株式会社ダイイチと90万3,750円で締結することについて可決しました。

●移動図書館車整備事業移動図書館車購入契約を株式会社林田製作所と948万1,500円で締結することについて可決しました。

委員選任

●固定資産評価審査委員会委員の選任

吉田幸伸さん(湯本90番地の4)を新たに選任することに同意しました。

規約の変更

●神奈川県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

神奈川県市町村情報システム共同事業組合から申込みのあった神奈川県市町村職員退職手当組合への加入を承認し、同組合を組織する地方公共団体の数を増加すること及び同組合の規約の変更をすることについて、原案のとおり可決しました。

報告

地方自治法の規定により次の9項目について報告を受けました。

- 1 平成22年度箱根町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 2 平成22年度箱根町一般会計予算の事故繰越しについて

3 平成22年度箱根町国民健康保険特別会計予算の事故繰越しについて

4 平成22年度箱根町温泉特別会計予算の事故繰越しについて

5 平成22年度箱根町下水道事業特別会計予算の事故繰越しについて

6 平成22年度箱根町水道事業会計予算の事故繰越しについて

7 財団法人箱根町観光協会経営状況の報告について

8 箱根町土地開発公社経営状況の報告について

9 財団法人箱根町文化・スポーツ財団経営状況の報告について

陳情

●T P P交渉参加反対に関する陳情

この陳情は閉会中の継続審査として総務企画観光常任委員会に付託されていたもので、より慎重な審議が必要という委員長報告とあり、閉会中の継続審査として同常任委員会に付託しました。